

新刊紹介

上に取り組む実践的な課題と方法を提起していることが本書の特色です。

いま財界は、能力・成果主義の個別管理で、労働者を分断し自己責任の競争を押しつけ、雇用上の権利と使用者責任を曖昧にして、搾取と取奪の強化を21世紀戦略として狙っています。労働契約を厳しくとらえ、人事権、業務命令も労働契約の合意以外に根拠はない、その範囲を超えるものは権利濫用として許されないという本書の指摘は、とくに、重要な意味を持っています。

(学習の友社・1999年8月刊・1200円)

(金田 豊・かねだ ゆたか・常任理事)

脇田滋著 実践・職場と権利シリーズ③

『派遣社員の悩み Q & A』

日経連と財界の企業競争力強化、コスト削減のロストラは、正規従業員を減らして、臨時・パート、派遣、契約社員など、低賃金不安定雇用への置き換えを一段と強めています。そのために自民党主導の政府と組んで、規制緩和の労働法制改悪を強行してきました。派遣については、これまで26業務に限ってきた対象業務を原則自由とし、特定の禁止業務を定めるネガティブ方式への改悪が、99年12月1日から実施されました。この法案審議の過程で、雇用の不安定化を拡大するものとして、労働組合からの反対闘争が強められ、新に認められた派遣は期間1年を上限とし、これに従わない企業への罰則の適用など9項目の修正や、5項目の付帯決議などが付せられました。こここれまでも、実態は派遣であるものを委託・請負とした脱法行為をはじめ、派遣法違反行為が多発していましたが、原則自由化による派遣の増大で、違法な派遣や権利侵害が増えることが予想されます。これを許さないために、法改定の内容を厳しくとらえ、権利を確保し、労働条件の向上に取り組むことが、労働者全体の課題となっています。改定実施を前にして発行された本書は、この取り組みにまさに対応するものでした。著者は、民主法律協会の派遣労働研究会で、派遣110番を担当し、多くの相談にのり、問題解決に奮闘されてきました。その実践と研究成果の蓄積の上に本書がまとめられ

ています。従って、派遣就労をめぐるぶつかる具体的事例を踏まえて問題説明と理論が展開され、取り組み方が示されていますから、理解しやすく闘いの強力な手引きとなるものです。

派遣をめぐる生じてくる問題は多岐にわたっています。それらの課題で現行法の矛盾と取り組み方も示されています。例えば、新に自由化された業務では1年を超えて働けば派遣先が優先して直用する努力義務を負い正社員化の可能性が生まれるのに対し、従来の26業務では1年を超える派遣受け入れが、2回までの更新で最長3年まで認められているので、1年で直用とならない不均衡が生じること、この3年を超えた時の扱いでも、ドイツ、フランスなどのように、自動的な直用の義務がない日本の派遣法の不備なども指摘されると共に、それらの場合の交渉による取り組み方も検討されています。また、派遣における残業や有給休暇取得の日数・手続きを含む諸問題、業務請負に偽装された派遣の問題、社会保険や税金の扱いの問題、交通費としての支給がなく税金控除されない場合の取り組み方も扱い、派遣契約終了のときの離職理由と雇用保険給付との問題、派遣と安全・衛生の基準および労災保険の適用の問題など、多様な問題が取り上げられ説明されています。そして最後に、日常的な権利の確認の方法と課題、トラブルが生じた時の対処と相談の仕方、派遣労働者など不安定雇用を労働組合にどう結集するかが検討されています。

雇用情勢の悪化から、新卒派遣がとくに女性で増えていたり、正規社員は採用せず派遣やパートとする業務が設定されるなど、雇用の不安定化が進んでいるなかで、不当な権利侵害を許さないために、ぜひ座右において役立て活用したい手引きです。

(学習の友社・1999年11月刊・1200円)

(金田 豊・かねだ ゆたか・常任理事)